

座間市勤労者サービスセンター契約旅館等利用助成券交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、座間市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）会員の余暇活動を支援するため、センター規約第4条第3号に基づき、別表に定めるセンター指定宿泊施設利用契約書を締結した旅館・ホテル・公共の宿（以下「契約旅館等」という。）の宿泊利用者に宿泊費の一部を、センターが負担する契約旅館等利用助成券（以下「助成券」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付事業経費)

第2条 助成事業に充てる経費は、会費をもって充てる。

(受給資格)

第3条 この交付事業の受給資格は、会費を全額納入した会員とする。

(助成券)

第4条 助成券は、会員と同居登録家族に事業年度間に2泊分を限度に交付する。

2 助成額は1泊につき、会員本人3,000円、同居登録家族一人あたり1,000円を限度とする。ただし、宿泊代が助成額以下の場合は、その額とする。

(申 請)

第5条 助成券の交付を受けようとする会員は、契約旅館等の予約が成立した日から後、速やかに契約旅館等利用助成券交付申請書（第8号様式）を理事長に提出または郵送（以下「提出等」という。）するものとする。

(交 付)

第6条 前条の申請があったときは、理事長は直ちに書類を審査し、申請者に助成券を交付するものとする。

2 申請者が交付する助成券の郵送を希望し、配達先・郵送期限を指定し、郵送切手を添えて申請した際、理事長が郵送可と判断した場合に限り送付するものとし、不可と判断した場合は会員等にセンター窓口での受取を告知するものとする。

(返 還)

第7条 会員等が虚偽の申請その他不正行為により助成券での助成を契約旅館等で受けた場合、理事長は直ちにその者に助成金相当額をセンターに返還させるものとする。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。